

仕 様 書

一般財団法人 救急振興財団
救急救命東京研修所

1. 件名

食堂厨房機器の整備・更新

2. 場所

東京都八王子市南大沢四丁目5番地

一般財団法人救急振興財団

救急救命東京研修所

3. 整備・更新期間

契約日から令和2年3月19日（木）までの間で、原則として、研修生が当研修所を不在とする次の期間を整備・更新期間とする。

(1) 令和元年 8月19日（月）～令和元年 8月23日（金）

(2) 令和2年 1月20日（月）～令和2年 2月 3日（月）

(3) 令和2年 3月10日（火）～令和2年 3月19日（木）

4. 整備・更新内容（詳細は、別添工事内訳書を参照）

次の食堂厨房機器の整備・更新。

(1) プレハブ冷蔵庫1

(2) プレハブ冷蔵庫2

(3) プレハブ冷凍庫

(4) テーブル型冷蔵庫1

(5) テーブル型冷蔵庫2

(6) 電気ウォーマーテーブル

(7) リーチイン冷蔵ショーケース

(8) 食器消毒保管庫

5. 作業条件

(1) 作業時間は原則8：30～17：00とする（時間延長は別途協議）。

(2) 作業開始前に工程表を提出し担当課と協議すること。

(3) 在来部分、施工済み部分等で、汚損又は損傷のおそれのあるものは、適正な養生を行うこと。

- (4) 新設・既設機器については、作業の際に保管が必要となるもので、研修所が認める最小限の機器について、当研修所内に保管可能とする（養生のこと）。
- (5) 廃棄物の処理に当たっては、法令の規定に基づき、マニフェスト等所定の書類を提出すること。
- (6) 作業中は、安全に万全を期すこと。万が一請負者側の不注意により発生した物損事故及び人身事故等は、すべて請負者側の責任とする。また、事故発生の場合は速やかに担当課に報告するとともに、適正な処置を講ずること。
- (7) トイレは使用可能、電気及び水道は支給とするが、分電盤等の設置は請負者側の負担とする。

6. 完成検査及び報告

- (1) 検査については、作業完了後に担当課の検査を受けること。
- (2) 施工業者は、整備・更新記録（不可視箇所については写真撮影）、完了届出書、保証書等の各種書類を作成し2部提出すること。

7. 瑕疵担保責任

施工後1年間、不良等が認められる場合は、原則として当方からの連絡後、翌営業日以内に、その不良個所の修理を無償で行うこと。

8. その他

この仕様書に明記のない事項、又は疑義が生じた場合は、速やかに担当課の指示を受けること。

9. 支払条件

作業完了後、履行確認を行った上で支払う。

10. 担当課

東京都八王子市南大沢四丁目5番地

一般財団法人救急振興財団

救急救命東京研修所 総務課

(担当：元田 TEL 042-675-9945・FAX 042-677-9955)